

能登半島地震時の燃料供給事例 (被災自治体の対応)

2025/2/5

中部経済産業局 資源・燃料課

石川県穴水町の概要

町の概要

- ・人口約7,000人
- ・面積約183km²
- ・のと里山海道の終点であり、輪島市、珠洲市、能登町に向かう分岐点であることから**奥能登の玄関口**として古くから交通の要衝。



(出典) 穴水町HP

令和6年能登半島地震における被害（令和6年穴水町復興計画より引用）

（インフラ被害）

【道路】 国道＝全面通行止め、県道＝半数が通行止め

【電気】 全域停電（復旧日2月28日）

【水道】 全域断水

【通信】 全不通

（家屋被害等）

【全壊（住家）】 496棟（12.1%）

【大規模半壊～半壊（住家）】 1,436棟（34.9%）

【避難所】

町内避難所 54箇所（3,991名）

石川県穴水町における能登半島地震による被害（写真）



（出典）広報あなみず 災害臨時特別号 2024/2

国による燃料のプッシュ型支援

- 奥能登自治体の中で最小回数かつ最短で自力調達へシフト

	配送先	期間	油種	量(ℓ)	回数
穴水町	・穴水町役場 ・養護老人ホーム 朱鷺の苑 ・ユニットケア能登穴水聖蹟園 ・穴水中学校第2体育館 ・旧兜小学校体育館 ・穴水町保健センター	1/3~ 2/2	軽油	4,000	2
			灯油	3,500	6
			計	7,500	8

災害時における重要施設への燃料供給（概要）

- 災害時において、被災地方公共団体における災害応急対策の実施のために活動を継続させる必要がある「重要施設」からの燃料の緊急供給要請に対応できるよう、以下の体制を整備。

①自力での燃料調達

- ✓ 電気・ガス等の供給が途絶した場合、重要施設においては、非常用発電機等を稼動させるための燃料確保が必要
- ✓ 重要施設管理者は**平時の取引業者**に連絡し、燃料を調達

②地域レベルでの燃料供給

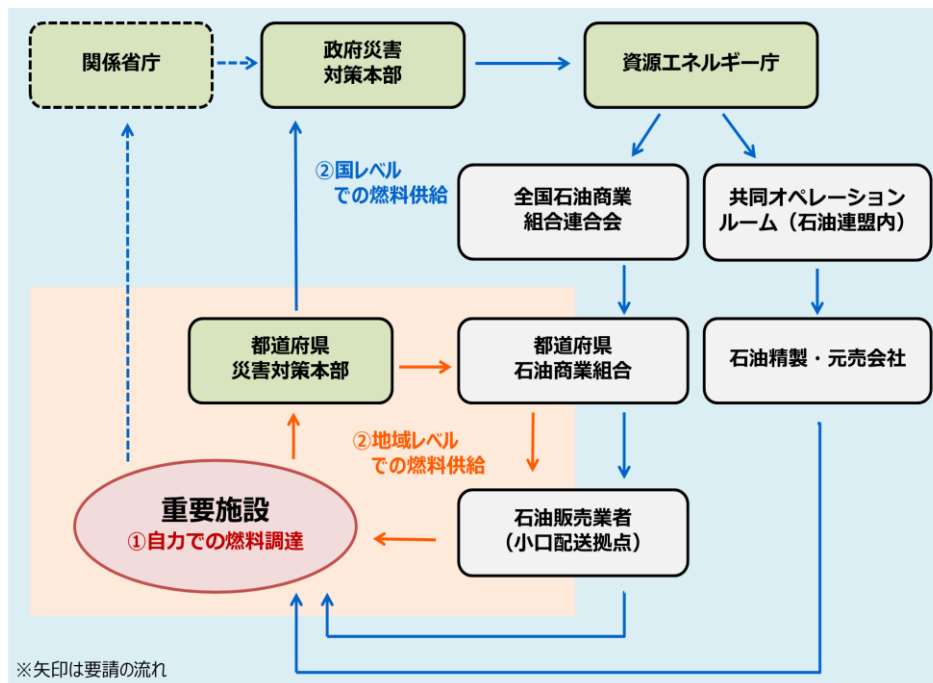
- ✓ 自力での調達が困難な場合、重要施設管理者は都道府県に対して燃料供給を要請
- ✓ 都道府県は、これらの要請を取りまとめ、都道府県石油商業組合との災害時協定等を活用して、地域内での燃料供給を実施（又は営業中のSSを紹介）

※ 対象は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設

③国レベルでの燃料供給

- ✓ 大規模災害など地域レベルでの燃料供給が困難な場合、都道府県は、国（資源エネルギー庁等）に対して燃料供給を要請
- ✓ 国は、都道府県等からの要請を受けて、石油業界関係者等を経て燃料供給を実施

【図】重要施設に対する燃料供給の流れ



■ 留意事項

- ✓ ①～③により燃料供給が行われる場合であっても、道路網の復旧状況や輸送手段の確保状況等により、配送に時間を要する可能性がある
- ✓ 燃料が届くまでの間、各重要施設や自ら備蓄しておいた燃料（自衛的備蓄）を活用し、業務継続を行う必要がある（**備蓄は4日程度を推奨**）

災害時対応SS（中核SS、住民拠点SS）

- 東日本大震災を踏まえ、緊急通行車両等への優先給油や医療機関・避難所等に対する燃料供給を行う中核SSや小口燃料配送拠点を全国に整備。

※中核SS：1,591か所（令和6年3月末現在）、小口燃料配送拠点：467か所（令和6年3月末現在）

- さらには、熊本地震において一般の避難者・被災者の方々が給油できる拠点を整備する必要性が認識され、住民拠点SSを整備。 ※14,360か所（令和6年5月末現在）

中核SS

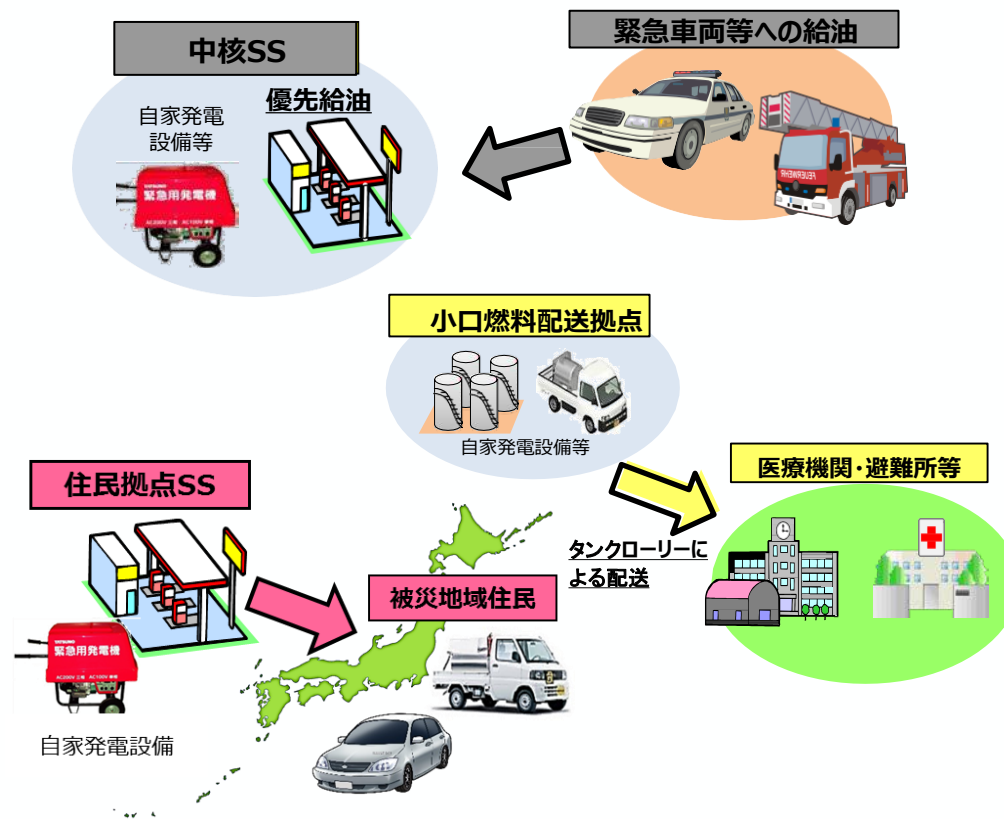
自家発電設備等を備え、災害時に警察や消防等の緊急車両への優先給油の役割を担うSS。（平成23～26年度に整備）
営業状況等を被災都道府県の災害対策本部等と共有することで、応急対策活動を支援。

住民拠点SS

自家発電設備を備え、災害時に被災地の住民向けに燃料供給を行うSS。（平成28年度～令和3年度に整備）
平時より所在等を資源エネルギー庁HPに一般公表しており、災害時には可能な限り営業継続に努め、その情報を発信。

小口燃料配送拠点

災害時に被災地の医療機関や避難所等からの要請に応じ、灯油・軽油等の配送を行う、自家発電設備を備えた拠点。
（平成23～26年度に整備）



自治体と地域内のSSとの連携強化～災害協定と官公需の一体化など

- 災害時の燃料供給体制構築に当たっては、**自治体と地域内のSSとの間で、災害協定を結ぶだけでなく、平時からの燃料調達も含めた連携体制を構築することが重要**。平時からの取引がないと、タンク容量や口径、配送ルートなどがわからず、災害時の円滑な燃料供給に支障を来すことがある。官公需施策としても、**安定供給の重要性に鑑み、石油組合との随意契約等、自治体に対応を要請**。
- 過去の災害においても、自治体関係者と地域内のSSとの平時からの取引関係や密なコミュニケーションが、緊急対応等の場面で威力を発揮。**平時からの関係性があればこそ、早い段階からSS過疎問題への対応も講じうる**。

＜官公需施策に係る都道府県向け通知＞

「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
に準じた措置の実施について（抜粋） 令和6年4月19日

6. 中小石油販売事業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「3」（7）関係）

国等又は地方公共団体との間で**災害時の燃料供給協定を締結している石油組合**について、**災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み**、燃料調達を行う際には、**当該石油組合との随意契約を行うことができる**ことに留意するとともに、一般競争入札により調達する場合には、適切な地域要件の設定を行うこと及び分離・分割発注を行うことのような取組により、当該石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めること。

＜自治体に期待される役割＞

① 担当者・担当部署の決定 ～困りごととなる前に

② 自治体内における石油製品の需要・ニーズの把握 ～SSネットワーク維持の必要性の検討

- （平時）
- ・ 高齢のドライバーが多いため、遠方での給油が難しいケースが多い
 - ・ 寒冷地のため、各家庭のホームタンクの灯油宅配需要が多い
 - ・ 除雪車向けの軽油を近場で給油する必要がある 等
- （緊急時）
- ・ 緊急車両用のガソリン・軽油や、重機等の軽油が確保できるか
 - ・ 医療機関や避難所等の自家用発電設備や暖房用等の燃料を確保できるか 等
- ※ 地勢的な特徴を踏まえた検討が必須（通行止めリスク等）
- ※ 地域防災計画等への位置づけ、実効性ある災害協定締結 等

③ SS事業者とのコミュニケーション ～廃業意向等の早期把握等

④ 自治体によるSS支援、地域住民の意識醸成

- ・ SSネットワーク維持の必要性を踏まえた対応
 - － 地域による地元SSの利用促進（自治体による随意契約を含む官公需など）
 - － SSの必要性や課題について地域住民と共有 等
- ・ 災害時に備えた情報把握（公共施設でのタンク設置場所や口径、油種など）と必要となる支援
- ・ SS廃業への対応 ～後継者探し、事業承継支援、地域住民の巻き込み等